# 滋賀県コミュニティ・スクール推進事業

※「地域と学校の連携・協働体制構築事業」に含む。

**趣旨**

・学校が抱える課題の解決を図り、子どもたちの教育活動等を一層充実していく観点から、地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」への転換を目指すことが必要であり、平成29年４月学校運営協議会の設置が努力義務化された。
・「学校運営協議会制度」に関する研修機会の拡充等を図り、制度や事例についての理解を深めることを通じて、県内の学校運営協議会設置校の一層の拡大や取組の充実を図る。また市町や県立学校のコミュニティ・スクールの立ち上げや推進体制の構築等に対して助言を行うアドバイザーを県に配置し、各市町や県立学校を訪問して助言を行うとともに、県内全域において市町と県立学校との関係の構築や情報の共有を推進する。

## CS導入・運営の充実に向けた支援体制の構築

国庫補助事業「地域と学校の連携・協働体制構築事業」として実施　　補助率：国1/3

**①CSアドバイザー派遣**

市町・県立学校のCS立ち上げや推進体制構築に向けた助言や設置後のアフターフォロー

**②コミュニティ・スクールの研修の充実**

推進フォーラム・学校管理職研修会・事業成果報告会等開催

**③推進協議会の開催**

**④学校運営協議会設置（県立学校）**

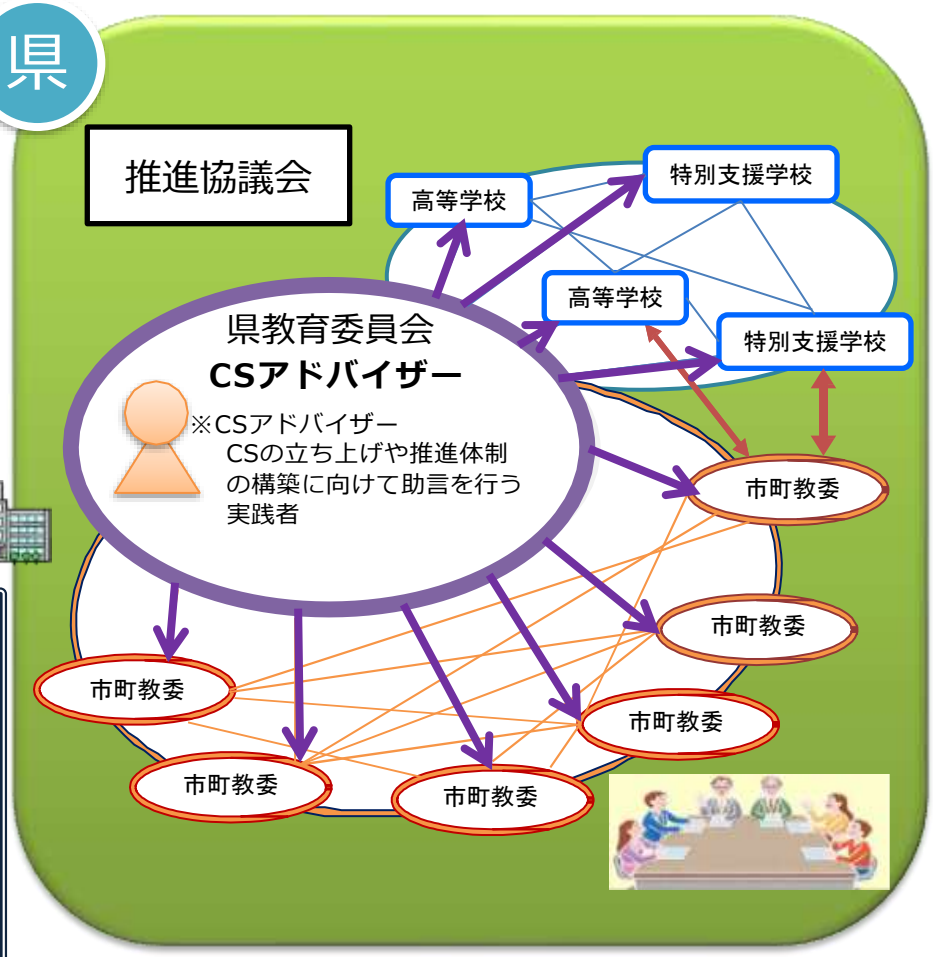


コミュニティ・スクールの設置拡大および取組が充実することにより得られる効果

- **学校教育の質の向上および学校支援活動の充実**
- **地域と学校が、共通したビジョンをもった主体的・能動的な取組の展開**
- **地域の学校理解の深まり、当事者意識の向上**

**→社会総がかりで子どもたちを育む**

⇨地域と学校の連携・協働体制の構築により、教職員が子どもと向き合う時間が確保される。